

申請・届出手续のデジタル化に向けた対応方針

令和 5 年 9 月 27 日
原子力規制庁

1 趣旨

- 本議題は、政府全体の方針を踏まえた原子力規制委員会に対する各種申請・届出手续のデジタル化に向けた対応状況及び対応方針について報告するものである。

2 経緯

(1) 政府全体の方針

- 政府各機関に対する申請・届出手续のデジタル化については、規制改革実施計画等^(参考)において令和 2 年より毎年閣議決定され、下記のとおり方針が示されてきた。

規制改革実施計画等の主なポイント	
令和 2 年	・ 書面規制、押印、対面規制の見直し
令和 3 年	・ (個人の場合は) マイナンバーカードや (法人の場合は) G ビズ I D ^(※1) を活用した申請・届出手续 ^(※2) の普及促進
令和 4 年	・ 法人における G ビズ I D の活用を原則化
令和 5 年	・ (個人について) マイナンバーカード・マイナポータルを活用した国家資格のデジタル化 ・ (事業者について) e-Gov ^(※3) を事業者手续全体のポータルサイトとして利便性を向上

(※1) 行政手続等において手続を行う法人を認証するための仕組み。1 つの ID・パスワードで本人確認書類なしで様々な政府・自治体向けオンライン申請が可能となるもの。無料で利用可能。

(※2) 個人の場合はマイナンバーカードを用いてマイナポータルで申請・届出手续をし、法人の場合は G ビズ I D を用いて e-Gov で申請・届出手续をすることを想定。

(※3) 各府省に対するオンライン申請・届出等の手続の窓口サービス。

(2) 原子力規制委員会のこれまでの取組

- 原子力規制委員会としては、新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言の発令 (令和 2 年 4 月) を踏まえ、緊急避難的に電子メールによる申請・届出を受け付ける等の弾力的な運用を行うとともに^(※4)、その後の上記規制改革実施計画等を踏まえ、
- ・ 令和 2 年 12 月、「原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」(令和 2 年原子力規制委員会規則第 22 号)等を制定
 - ・ これにより、電子メールのみならず、オンラインストレージを活用した申請・届出も受け付けているところ。

(※4) R I 法¹上、セキュリティ規制の対象となる放射性同位元素に関する報告については、既に独自システムによるデジタル化が行われている。

¹ 放射性同位元素等の規制に関する法律 (昭和 32 年法律第 167 号)

3 今後の課題に対する対応状況及び対応方針

- 上記2(1)の政府全体の方針を踏まえると、今後、原子力規制委員会として、マイナンバーカード・マイナポータルやGビズID・e-Govの活用等を進めることが必要。原子力規制庁における対応状況及び対応方針は次表のとおり。

	対応状況	対応方針
炉規法 ² ・ 原災法 ³ 関係	<p>① 許認可申請等手続関係</p> <ul style="list-style-type: none"> GビズIDを用いたe-Govの活用に向けた調査の来年度予算要求を行っているところ。 <p>② 国家資格受験申込等申請手続関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 核燃料取扱主任者及び原子炉主任技術者について、マイナンバーカードを用いたマイナポータルの活用の必要性について検討中。 	<p>① 許認可申請等手続関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 手続を行うページのイメージ案を所管課室が固める【令和6年度】。 e-Govによる申請・届出の受付を開始する【令和7年度】。 <p>② 国家資格受験申込等申請手続関係</p> <ul style="list-style-type: none"> マイナポータルの活用の必要性(改正が必要な関係法令についての整理^(※5)を含む。)について結論を得る【年度内】。 <p>(※5) 炉規法関係法令のほか、個人番号利用法⁴及び住基法⁵において所要の措置が必要となる可能性がある。</p>
RI法関係	<p>① 許認可申請等手続関係</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル化の対象を拡大するため、独自システムを改修中。 具体的には、GビズIDを用いた独自システムによる電子申請・届出の整備を検討中。 <p>② 国家資格受験申込等申請手続関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線取扱主任者について、マイナンバーカードを用いたマイナポータルを活用する方向で検討中。 免状交付等の資格情報の管理については、国家システムと独自システムを併用する方向で検討中。 	<p>① 許認可申請等手続関係</p> <ul style="list-style-type: none"> GビズIDを用いた独自システムによるデジタル化を完了させる【令和6年度】。 <p>② 国家資格受験申込等申請手続関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正が必要な関係法令について整理する【年度内】。
情報公開法 ⁶ 関係	<p>① 情報開示請求手続関係</p> <ul style="list-style-type: none"> e-Govを活用する方向で検討中。 	<p>① 情報開示請求手続関係</p> <ul style="list-style-type: none"> e-Govで受付を行うための情報開示請求様式を作成する【年度内】。 総務省等関係省庁と連携して準備を進め、e-Govによる受付を開始する【令和6年度】。

- 今後も、原子力規制委員会に状況報告を行いつつ、デジタル化のための取組を着実に進めていく。

² 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)

³ 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)

⁴ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)

⁵ 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)

⁶ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)

(参考)

<事業者向け申請関係>

○規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）（抄）

新型コロナウイルスの感染防止の観点やデジタルガバメントの実現の観点から、書面規制、押印、対面規制の見直しを引き続き行う。

○規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）（抄）

マイナンバーカードやGビズIDの普及がオンライン利用の促進に重要であることを踏まえ、その利便性を国民にアピールする観点から、各府省は、マイナンバーカードやGビズIDを所管する府省と必要に応じて連携し、マイナンバーカードやGビズIDを用いることでオンライン申請できる行政手続や、添付書類の省略等が可能となる行政手続を取りまとめ、ウェブサイトにおいて公表する。デジタル庁は、各府省に対して公表等すべき内容を指示する。また、総務省と連携の上でマイナンバーカードの普及に活用するとともに、GビズIDの普及等に活用する。

○規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

各府省は、法人の電子認証について、GビズIDを原則とすること（法人の電子署名については商業登記電子証明書等を原則とすること）が政府の方針であること、また、デジタル原則に掲げられた共通基盤利用原則に則した見直しが必要であることを踏まえ、手続の性格、IDの統一による事業者の利便性向上への効果も勘案しつつ、金融庁における「金融庁電子申請・届出システム」等の事例も参考に、所管する手続におけるGビズIDの利用について必要な措置を講ずる。

○デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）（抄）

e-Govで提供している機能を他のオンライン申請において利用可能とするためにe-Govの追加機能を整備する等、オンライン申請の利便性を向上するための在り方を検討し、ニーズに応じた機能改修を行う。さらに、e-Gov以外を利用して行われる事業者等の法人（個人事業主を含む。）や団体からのオンライン申請について、e-Govからアクセス可能とするなど、事業者手続全体のポータルサイトとして、利便性の向上を図る。

<国家資格関係>

○デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）（抄）

国家資格のオンライン・デジタル化の取組を進めるとともに、技能士資格情報や、技能講習修了証明書、建設キャリアアップカードなど、国が提供する身分や資格証明サービス等のマイナンバーカード・マイナポータルを活用したオンライン・デジタル化に更に徹底して取り組む。

○デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）（抄）

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会の基盤である。2023年（令和5年）の通常国会において、マイナンバーの利用範囲の追加や法の規定の見直しを含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「マイナンバー法等の一部改正法」という。）が成立した。これにより、基本理念において社会保障制度、税制、災害対策分野以外の行政手続においてもマイナンバーの利用の推進を図ることとしたところである。具体的には国家資格等や自動車登録、在留資格に係る許可に関する事務等でマイナンバーを利用することにより、各種行政手続における添付書類の省略等が可能になる。

<開示請求関係>

○規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

総務省は、行政文書の開示請求について、内閣府及びデジタル庁における行政文書の電子的管理の検討状況を踏まえ、情報公開業務のプロセス全体が効率化されるよう留意しつつ、オンライン化及びオンライン利用率の引上げに向け、可能なものから順次必要な措置を講ずる。あわせて、各府省と連携して、手数料のキャッシュレス化を推進する。

○デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）（抄）

情報公開法に基づく事務についてもデジタル化を推進する。その際、総務省を始めとする関係府省において、「規制改革実施計画」（2022年（令和4年）6月7日閣議決定）を踏まえ、公文書管理のデジタル化の検討の進展に対応して、業務のプロセス全体が効率化されるよう業務改革（BPR）を行いながら、デジタル化の実現方策について検討を進め、可能なものから順次措置を講じていく。